令和6年5月14日(火)18時～
孤独・孤立対策推進会議(第1回)

資料4

千葉県市原市

【説明者】
千葉県 市原市
保健福祉部 共生社会推進課
山本 尚志

市原市孤独・孤立対策の取組み経過

Ｒ３(2021)年度　重層的支援体制整備事業を開始

- 総合相談担当の設置、参加支援・アウトリーチ支援などの取組開始。
- 新型コロナ禍等の影響で思ったように進められない。

Ｒ４(2022)年度　市内９か所で総合相談を開始

- 重層の肝である多機関協働で壁を感じる。
- 一方、地域づくりでは地域のプレイヤーと数多く出会う。

孤独・孤立対策プラットフォーム推進事業に採択

- 困難ケースは福祉のプレイヤーだけでは解決困難な場合がある。
- ケースに共通する孤独・孤立問題をフックに、福祉に留まらない多様なプレイヤーの参画を図りたい。そのことで、多機関協働と地域づくり支援を一体的に推進できないか。

ポイント

- 国支援を受けて、ＮＰＯ等との連携事業を行い手応えがあった。→プラットフォーム設置を目指す。

Ｒ６(2024)年度　法施行にあわせて孤独・孤立対策事業を開始

- 孤独・孤立対策地域協議会の設置（初回５月予定）
- 孤独・孤立対策プラットフォーム会議の開催（10～11月予定）
- 生きづらさを抱える当事者又は家族等による交流支援事業運営補助金の創設
- 共創提案型研修委託事業
- 地域福祉計画の改訂（社会的孤立に関する調査含む）

市原市孤独・孤立対策地域協議会の設置と既存の仕組みの関係

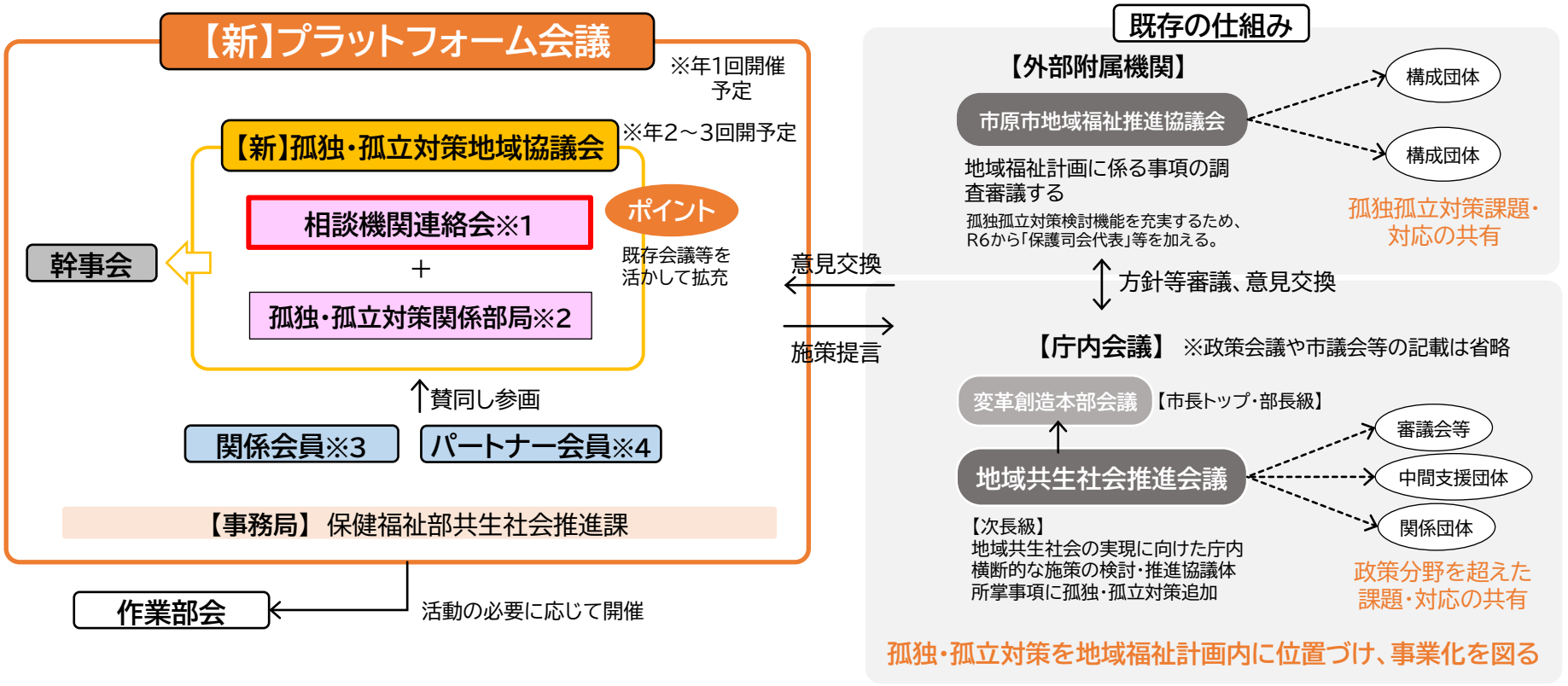

※1 相談機関連絡会

重層的支援体制整備事業の多機関協働。顔の見える関係づくりの場。

- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- いちはら生活相談サポートセンター
- いちはら福祉ネット
- 社会福祉協議会
- 千葉県医療SW協会
- 生活福祉課
- 子ども家庭総合支援課
- 子育てネウボラセンター
- 子育て支援センター
- 青少年指導センター
- 指導課スクールソーシャルワーカー

※2 孤独・孤立対策関係部局

孤独・孤立対策に関連する部署を追加。

- 消費生活センター
- 地域連携推進課
- 保健センター
- 共生社会推進課

※3 関係会員

行政関係団体、中間支援団体、孤独孤立対策に関係する市の附属機関などに参画する団体。

（例）
- 町会長連合会
- 市医師会
- 商工会議所
- 小中学校校長会
- 民生委員児童委員協議会
- 子育て家庭支援員協議会
- 保護司会・更生保護女性会　など

※4 パートナー会員

趣旨に賛同するNPO団体、民間事業者等。

（例）
- こども食堂運営団体
- 子育て支援団体
- ボランティア団体
- 不登校当事者会
- 認知症家族会
- ひきこもり当事者会
- 社会課題解決に取組む企業　など

孤独・孤立協議会とプラットフォームのすみ分け

	孤独・孤立協議会（協議体）	プラットフォーム（連携基盤）
根拠	• 法第15条（努力義務）	• 法11条による推進策
役割	• 必要な情報交換、支援の内容に関する協議。 • 関係機関等に基づく支援。 • 当事者等に関する情報の提供等の必要な協力を求めること。 **当事者や家族等の立場に立った伴走的な支援の推進を担う**	• 社会課題を共有し、持続可能な地域づくりにつながるような方策を検討、推進する。 **予防的なアプローチや仕組みの構築を担う**
構成	• 当事者等に対する支援に関係する行政機関、支援機関、その他の関係者 • 重層的支援体制整備事業における多機関協働の取組をベースとする。	• 行政、支援機関および地域で活動する様々な民間団体等 • 左記メンバーに加え、行政関係団体、中間支援団体、 NPO団体、民間事業者など。
連携の考え方	• 既存の重層ベースに、自殺対策、消費生活相談、町会担当部署を追加したが、最低限の拡充と考えている。 • より幅広にとらえること（メンバー追加）も可能だが、実のある会議としての運営困難に。 • 個人情報保護の配慮も必要。 • 警察や保健所など県の機関との連携をどうするか課題。	• 関係団体等に趣旨説明し参画を求める。 • まずは中間支援団体等、構成団体の取りまとめ団体と中心に営業。 • 先行して、社会福祉協議会、市民活動協議会（R4モデル事業で理解が進んだ。）に協力を要請。 • ネットワークない活動のつながりを図りたい。 • 進展を踏まえ、今後も経過を内閣府に共有。御指導・御支援を賜りたい。